

動物用生物学的製剤検定基準の一部を改正する件 新旧対照表

○動物用生物学的製剤検定基準（平成 14 年 10 月 3 日農林水産省告示第 1568 号）（抄）

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>通則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この基準による検定については、動物用生物学的製剤基準（平成 14 年 10 月 3 日農林水産省告示第 1567 号。以下「動生剤基準」という。）の通則中 7 から 11 まで、26、<u>31</u> から <u>35</u> まで及び <u>37</u> から <u>39</u> まで、医薬品各条中各医薬品に係る定義、一般試験法並びに規格中生ワクチン製造用材料の規定を準用するものとする。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>通則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この基準による検定については、動物用生物学的製剤基準（平成 14 年 10 月 3 日農林水産省告示第 1567 号。以下「動生剤基準」という。）の通則中 7 から 11 まで、26、<u>30</u> から <u>34</u> まで及び <u>36</u> から <u>38</u> まで、医薬品各条中各医薬品に係る定義、一般試験法並びに規格中生ワクチン製造用材料の規定を準用するものとする。</p> <p>3・4 (略)</p>